

防犯灯補助金制度のあらまし（令和4年10月1日現在）

- ◆ 市では、市内の自治・町内会等が設置又は維持管理する防犯灯に要する経費に対し、補助金を交付しています。

	維持費（電気料）	設置費・改造費
内 容 (補助額)	<p>9月1日現在設置されている防犯灯1灯につき、次の額の合計額を交付します。</p> <p>(1) 9月の電気料金(調書に記載)×12か月分 (2) 800円（管球等の維持費）</p> <p>ただし、平成24年1月1日以降に設置したLED型については対象外。</p>	<p>1灯又は1本当たり、次の額を交付します。</p> <p>○防犯灯の設置に要した経費の1/2の額 (ただし、年間25,000円を上限とします。)</p> <p>○防犯灯の改造に要した経費の1/2の額 (ただし、従来型については年間12,000円、LED型については年間20,000円を上限とします。)</p> <p>○柱の取替に要した経費の1/2の額 (ただし、年間25,000円を上限とします。)</p>
申請時期	11月	1月末

- ◆ 申請に当たっては、市から自治・町内会等の代表者あてに申請書類を送付します。
申請書類が届きましたら、申請期限までに次の申請場所へ提出してください。

	維持費（電気料）	設置費・改造費
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> 防犯灯維持費補助金交付申請書 防犯灯の維持管理に関する調書 防犯灯の所在を示す位置図 東京電力エナジーパートナー(株)発行の電気料金内訳表（9月分）の写し 	<ul style="list-style-type: none"> 防犯灯設置費・改造費補助金交付申請書 防犯灯設置及び改造（補修）に関する調書 設置又は改造（補修）した防犯灯の位置図 工事費内訳書（見積書等業者発行のもの）の写し 領収書等支出した実績を確認できる書類の写し
申請場所 (提出先)	<p>地域のつながり課 安全安心担当 (市役所第3分庁舎1階)</p>	
交付時期	2月末	3月末
問合せ先	<p>鎌倉市 地域のつながり課 安全安心担当（市役所第3分庁舎1階） 電話：23-3000(代表) 内線 2954</p>	